

## 在宅生活支援訪問サービス事業

生活支援Ⅱ型(ホームヘルパーサービス)

在宅の単身高齢者等が骨折等により一時的に身体介護等の援助が必要となった場合、支援員を派遣し援助することにより、在宅生活の継続及び生活の質の向上を図ります。

### 【内容】

原則として、派遣期間は1ヶ月とし、月～土曜日の8:30～17:00までの間に派遣できます。利用回数は週3回以内、1回1時間30分を標準とし、アセスメントを基に決定します。

①調理 ②掃除 ③洗濯 ④買物 ⑤その他必要な家事援助及び洗髪・洗身等の部分的身体介護

### 【利用料】

① 第1号被保険者介護保険料段階 第1段階～3段階の者

■週1回利用・・・617円

■週2回利用・・・1,234円

■週3回利用・・・2,005円

② 第1号被保険者介護保険料段階 第4段階～7段階の者

■週1回利用・・・1,234円

■週2回利用・・・2,468円

■週3回利用・・・4,010円

③ 第1号被保険者介護保険料段階 第8段階～9段階の者

■週1回利用・・・3,780円

■週2回利用・・・7,560円

■週3回利用・・・11,340円

### 【対象者】

65歳以上の高齢者等で在宅生活を送るうえで援助が必要と認められる次の要件に該当する者

① 単身世帯の者

② 同居家族等はあるが、同居者が障がい者、要介護者等であるため援助が見込めない世帯の者

③ 同居家族等はあるが、援助拒否等が顕著で援助が見込めない世帯の者

④ 主たる援助者の傷病等のため、一時的に援助が受けられなくなった世帯の者

※介護保険認定者については、この事業は利用できません。